

# テイクアウト利用促進助成金

## よくあるご質問

### Q1. どのようなシステムを取り入れた場合に助成の対象となりますか？

A. スマートフォンのアプリやインターネットにより、テイクアウトやデリバリー（以下「テイクアウト等」）のメニューについて、予約から決済までを行うことのできるシステム（以下「助成対象システム」）を取り入れた場合に、助成の対象となります。（予約又は決済のいずれかのみを行うことのできるシステムは対象外）

（参考）全国展開されているシステムとして、「menu」、「出前館」、「LINE ポケオ」、「楽天デリバリー」、「食べログテイクアウト」などが想定されます。

### Q2. 自社システムによりテイクアウト等の予約から決済までを行っています。対象になりますか？

A. 自社独自のシステムであっても、テイクアウト等の予約から決済までを非接触で行うことができるものであれば、助成の対象となります。（予約又は決済のいずれかのみを行うことのできるシステムは対象外）

### Q3. 電子決済システムを取り入れた場合は助成の対象となりますか？

A. 決済機能のみで予約機能を有さない電子決済システムは助成の対象とはなりません。

（参考）

新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式の実践と感染症拡大への備えとして、消費者・飲食店ともに、より手軽で負担の少ないシステムとして、予約から決済までを一括して行うことのできる非接触型のシステムを、志摩市内で普及させることを目的としています。

### Q4. どのような割引が対象となるのか？

A. 助成対象システムを利用して商品を購入したお客に対する割引に要した費用が助成対象となります。

（対象事例）

・通常 800 円のテイクアウト弁当を助成対象システムでのみ 500 円で販売した（限定 200 食）。

割引額 300 円×200 食＝60,000 円のうち 50,000 円が助成対象。助成額 50,000 円を超える 10,000 円分は事業者の負担となります。

・助成対象システムで商品を購入したお客に対し、割引として 200 円のキャッシュバックを行った。

・助成対象システムで使用できる 200 円割引の電子クーポンを発行した。

※システム内での割引や電子クーポン等の発行については、可否を含め、申請者の責任において、申請者とシステム管理者との間で行っていただきます。

（対象外事例）

・助成対象システムを利用したお客に対して、次回以降店頭で使用できるクーポン（紙）を発行した。

※次回以降、助成対象システムを利用しない購入を促すことになるため。

**Q5. どのような特典付与が対象となるのか？**

A. 助成対象システムを利用して商品を購入したお客に対して、ドリンクや追加料理等を付与するような特典に要した経費を対象とします。

(対象事例)

・助成対象システムを利用して商品を購入したお客に、持ち帰り用のドリンクやサラダ、ノベルティーなどの特典を付与した(限定 250 食)。特典の費用としてひとりあたり 200 円の経費を要した。

特典経費 200 円×250 食=50,000 円が助成対象。

**Q6. 割引額や特典額に上限など制限はあるのか？**

A. 制限はありません。事業者側で自由に設定していただけます。ただし、設定していただいた割引や特典に対する助成額は、50,000 円を上限とします。

**Q7. 計画書に記載した割引額を変更したい。また、計画書では割引での対応のみを予定していたが、特典付与に変更したい。可能であるか、また手続きは必要となるか？**

A. ご質問の変更は、助成要件の範囲内であるため、変更可能です。また、変更申請などの手続きも不要です。変更した内容は、実績報告の際、実績報告書に記載してください。

**Q8. 助成対象システムの導入費用や利用手数料は助成の対象となるか。**

A. 対象となりません。

(参考)

本助成金は、より手軽で負担の少ない非接触型のシステムを志摩市内で普及させることに加え、システムを利用した消費者側のテイクアウト利用促進も目的としています。

**Q9. 助成金は精算払い(取り組みが終了し市へ報告した後の支払い)か？**

A. 助成申請を行っていただき、計画の内容が要件に該当していれば、その段階で助成金を概算でお支払いします。ただし、助成金を活用して取り組みを行なっていただいた後に、実績の報告をしていただきます。

実績報告により、助成要件に該当しないと判断される時や概算でお支払いした助成金の全てを活用できなかった時は、助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

**Q10. 助成額 50,000 円を全額活用することができなかった場合は？**

A. 実績報告の段階で、50,000 円全額を活用できなかった場合は、活用できなかった範囲で助成金を返還していただきます。また、申請段階で、50,000 円全額を活用する予定がない場合は、事前にご相談ください。

**Q11. 助成対象システムを取り入れたことを証明する必要はあるか？**

A. 実績報告の段階で、取り入れたシステムを報告していただくとともに、システム画面を印刷して提出していただきます。また、実際にシステム内に店舗が登録されているかなども確認させていただきます。

※実績報告の段階で、助成対象システムに店舗が登録されていない場合は、助成対象外となります。

#### Q12. 割引や特典付与を行ったことを証明する必要はあるか？

A. 実績報告書類に、行った割引や特典付与の実績を記入していただき、その内容により確認をさせていただきます。(内容によっては、割引や特典の内容が確認できる資料を提出していただく場合があります。)

#### Q13. 助成金を活用して割引や特典付与をしていることをPRしたいのだが？

A. 現在行なっている、志摩市飲食店応援キャンペーン事業「シマメシ」では、飲食店の情報を発信するホームページを開設しており、その中で、店舗の情報とともに、本助成金の活用に伴う割引や特典の情報を周知していただけます。

シマメシ・ホームページへの店舗情報登録は無料で、ホームページ内のフォームから簡単に登録することができますのでご活用ください。(FAX 等での申し込みも可)

もちろん、各店舗でホームページや SNS 等の運営を行っている場合、それらを活用した独自の周知を行っていただくことも可能です。

詳しくは「シマメシ」ホームページをご確認ください

シマメシ

検索



「シマメシ」に関するお問い合わせ

一般社団法人 志摩スポーツコミッション TEL:0599-44-4450

※志摩市飲食店応援キャンペーン事業「シマメシ」は、志摩市が志摩スポーツコミッションへの委託により実施しています。

#### Q14. ひとつの事業者が市内で2店舗を営んでいる。店舗ごとに助成金を申請することは可能か？

A. 可能です。ただし、助成金をできる限り多くの事業者に活用していただくため、1事業者で5店舗以上の申請を予定する場合は事前にご相談ください。

#### Q15. 複数の助成対象システムを取り入れた場合の助成額は？

A. 例えば、1事業者が、「menu」と「出前館」の2つのシステムを取り入れたような場合が想定されます。助成金は事業者(店舗)単位で交付を行いますので、この場合も助成額は50,000円となります。

#### Q16. 飲食店舗は市内にあるが本社(経営者)は市外です。助成金を申請できるか？

A. 飲食店舗が市内にあり、その店舗でテイクアウト等を実施していれば申請可能です。

逆に、本社(経営者)は市内であるが、飲食店舗は市外にある場合、助成の対象となりません。